

# 白黒より「納得」選択

津波訴訟

## 遺族の思い

### ▼和解で区切り

白黒つける判決ではなく、和解でわだかまりに区切りをつけた遺族がいる。

東日本大震災で息子を亡くした福島県新地町の町議寺島浩文さん(58)。緑の蛍光マーカーと赤いボールペンで線を引いた和解文書を慈しむようになぞり、つぶやいた。

「高裁は重要な点を盛り

込んでくれた」

津波で宮城県山元町の常

磐山元自動車学校に通っていた長男佳祐さん(当時19)を亡くした。他の教習生24人の遺族と2011年10月、学校に損害賠償を求める訴えを仙台地裁に起こした。

15年1月の一審判決は賠償請求額のほぼ満額が認められ、一見「完全勝訴」ともとれる判決だったが、不

満も残った。判決は災害対応マニュアルを事前に整備しなかったことを指摘せず、経営者や校長個人の賠償責任も認めなかったからだ。双方が控訴した。

一審の裁判長が和解に言及したことで、風向きが変わった。16年5月、和解成立。条項には「マニュアルが作成されていなかったこと、教習生に対する適切な避難指示がなかったことが、落ち度のない教習生の死亡の一因となった」と学校側が非を認める内容が盛り込まれた。

「賠償の有無で終わるより、相手側に対応の不備を認めさせ謝罪させる書面を

### ▼着地点を探る

仙台、盛岡地裁に提起された一連の津波訴訟は、和解が圧倒的に多かった。20年3月までに終結した主要な15件のうち、和解成立は実に10件に上った。

和解の多さは制度の限界にも理由があった。訴訟は賠償責任の前提となる津波の予見可能性に関する審理が優先され、「真実を知りたい」という遺族の願いが十分になえられない。遺族は真相究明を諦め、裁判



和解条項をなぞりながら訴訟を振り返る寺島さん

所の求めに応じる形で和解するケースが多かったとみられる。

一方、和解によって謝罪

や再発防止策など遺族側が求める条件を盛り込むことができる。詳細な事実認定を行わないことで、互いに

歩み寄りながら解決できるメリットもある。

宮城県亘理町の福祉施設に通所していた息子を津波で失った母親が、運営法人に損害賠償を請求した裁判もその一つ。被災当時の様子を知るのは施設の職員らのみで物証は乏しく、遺族側の立証は困難を極めた。

地裁の和解勧告を境に、双方が歩み寄った。運営法人が見舞金の相場を大幅に上回る和解金の支払いに応じ、提訴から半年という異例の早さで裁判は終結した。遺族の代理人は「犠牲になった命の重さを酌んでくれた」と言う。

訴訟を提起しても、必ず望む判決が得られるとは限らない。着地点を探り解決を目指す和解にも一定の意義がある。

Ⓣ

## 歩み寄り